

福利厚生規程

第1章 総 則

第1条（目 的）
この規則は、社会福祉法人伸康会（以下「法人」という。）の職員の福利厚生に関する事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）
この規則は、就業規則に定める手続きを経て採用された者に適用するが、試用期間中の者は除く。

第3条（福利厚生センター）
法人は、職員の福利厚生充実のため、福利厚生センターの「ソウェルクラブ」に加入する。
2 ソウェルクラブの契約は、正職員を第1種会員、その他職員を第2種会員とする。ただし、雇用保険未加入（週20時間未満等）の職員は加入対象外とする。また、年度での更新手続きのため、退職予定者については、年度更新をしない（退会処理をする）。
2 入社初年度は原則2種会員とする。また種別は年度毎の手続きとし、年度途中での種別変更はしない。
2 各サービスを受けようとする職員は、手続きに際して法人が指定する書類を提出するものとする。
3 休職・退職等実働から離れた場合、ソウェルクラブの各種サービスにおける一切の受領等権限は、法人に帰属するものとする。

第4条（結婚・出産）
職員が結婚した場合は、お祝品として5,000円（又は相当額の商品券）を支給する。ただし、ソウェルクラブの支給額を優先する。

第5条（永年勤続）
勤続満5・10・15・20・25・30年を迎えた職員には、ソウェルクラブを通して記念品を贈呈する。

第6条（弔慰金）
職員又はその親族が死亡した場合は、香典料5,000円を支給する。ただし、ソウェルクラブの支給額を優先する。
2 給付対象は、職員、配偶者、実父母・同居義父母、子、同居祖父母、義父母、兄弟姉妹とする。

第7条（傷病）
職員が傷病発生時から7日以上休業療養した場合は、見舞金5,000円を支給する。

第8条（災害）
職員が火災、風水害又はその他の不慮の災害により、住居等に損害を被った場合には、下表のとおり災害見舞金をソウェルクラブを通して支給する。

第9条（キャリアアップ支援）
法人は、職員の高齢福祉および障がい福祉におけるキャリアアップを支援するものとする。

（キャリアアップのイメージ）

	1等級	2等級	3等級	4等級
高齢	無資格	初任者研修 → 実務者研修	介護福祉士 → 介護福祉士（医療的ケア）	介護支援専門員
障害	無資格		児童指導員（実務経験のみ） → 保育士、児童指導員（※） ※教員、社会福祉士等の資格証	サービス管理責任者 児童発達管理責任者

そのため、社会福祉に関する専門資格を取得した職員には、ソウェルクラブを通して記念品を贈呈する。

2 下記資格取得者には祝い金30,000円を支給するが、その資格取得を条件に採用された場合とその資格が現行の業務にとって必要と認めない場合は支給対象外とする。

①介護福祉士、②社会福祉士または精神保健福祉士、③保育士、④介護支援専門員
3 介護職員初任者研修を受講する者には、受講料の半額を補助する。この資格取得のため、資格取得に要する費用の貸し付けを希望する職員（①勤続年数が3年以上、②勤務態度が良好な職員）には、無利子で貸し付ける。

4 前項の職員には、返済額を毎月の給与及び賞与支給額から控除するものとし、返済予定表等覚書を個別に取り交わすものとする。

第10条（損害賠償）
職員が故意または重大な過失によって法人に損害を与えた場合、損害の一部または全額を賠償

させることができる。ただし、これによって第48条に定める懲戒処分を免れるものではない。

第11条（補 則）

この規則を実施するにあたり、必要な細目等は理事長が定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。